

# 学校法人鎮西学院運営協議会規程

学校法人 鎮西学院

# 学校法人鎮西学院運営協議会規程

## (趣旨)

第1条 学校法人鎮西学院（以下「学院」という。）の業務の円滑な運営を図るため、学院経営の重要事項に関する経営方針に教職員の意見を反映することを目的として、理事会に学院運営協議会をおく。

## (構成)

第2条 学院運営協議会は、以下の構成員により構成される。

- (1) 常勤の理事
- (2) 高等学校事務長及び大学事務局長
- (3) 総務課長
- (4) 経理課長
- (5) 寄附行為第25条に定める評議員のうち、6号（大学学部長）、7号（高等学校教頭）8号（宗教主事）、10号（教員）、11号（事務職員）の者
- (6) 理事長が指名する大学、高等学校及び幼稚園の教員

## (会長)

第3条 この学院運営協議会に会長を置く。

- 2 会長は互選により常勤理事から選任する。

## (審議事項)

第4条 学院運営協議会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 理事会及び評議員会に提案する議題に関する事項
- (2) 予算執行における重要事項
- (3) 学院の事業計画に関する事項
- (4) その他学院及び学院が設置する学校の管理運営に関する事項並びにあらかじめ理事会が委任した事項

## (招集)

第5条 学院運営協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する常勤理事が、その職務を代行するものとする。

(開催)

第6条 学院運営協議会は、原則として5月、10月、12月、3月の年4回定例会議を開催するものとする。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

(会議)

第7条 学院運営協議会の会議の運営及び議事録の作成は、この規程に定めるもののほか、理事会の例による。

(職員の出席)

第8条 会長は、必要に応じ学院運営協議会に関係職員を出席させ、議案又は関連資料を説明させることができる。

(報告)

第9条 会長は、学院運営協議会において審議する事項について、広く教職員の意見を聴取するよう努めるとともに、これを理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

付則

この規程は、2015年(平成27)9月25日から施行する。

この規程は、2017年(平成29)12月22日から施行する。

この規程は、2018年(平成30)5月28日より施行する。